

平成30年度 第9回 12月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成30年 12月25日(火) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員
2. 坂井委員
4. 春委員
5. 定岡委員
6. 重野委員
7. 時田委員
8. 石原委員

※ 欠席した委員

3. 要委員

※ 出席した職員

松元産業振興課長、宝村参事兼補佐、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 松元 五月 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 4番 委員・5番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成30年12月25日(火)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し

- ・日程第4 協議事項 議案第13号 『農地中間管理事業について』

○議 長 議案第13号を議題に供します。事務局より議案の提案理由の朗読と説明をお願いします。

○担当職員 はい、議案第13号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。(資料参照の上、説明)

前々回の議会にて供した中間管理機構の進捗状況とその説明についてです。決議された結果を中間管理機構へ報告いたしました。機構のみで審査するのではなく、まず県が適正かどうか審議し機構へ通知、機構側から農業委員会へ県と機構の審議結果を通達し、農業委員会は所有者から〇〇公社への利用権設定の契約を公告という形で村民に対し周知を図って欲しいとの流れになっていま

す。今後中間管理機構の事業主旨が村民に浸透していけば、この方法を取っていきたいと考えていますが、宇検村全ての土地全部を無理にでも機構を通さなければいけない訳ではありません。事業の主旨に賛同し、同意を得た土地から始めて行きたいと考えています。

まずは△△地区を中心に始めます。この地区は集積率と大型機械の利用率が高いので、是非ご理解いただきたいと思います。ただ一部の区域に関して登記簿謄本と農家台帳との面積が合わないため、その確認作業を急ごうと思っています。今後は◇◇地区、◎◎地区等でも説明会を開き、村民の皆さんに十分ご理解いただきながら事業を進めていきたいと考えています。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の報告の通り議案第13号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番 これはどうしても進めないといけない事業なのですか。

○担当職員 いえ、絶対にしなければいけないという事ではありません。しかし地域の農業として考えると何もせずとも利用される地域、このまま放置してはいけない地域と2通りの地域が出てくる事が考えられます。今の段階において所有者がこの土地をどうしていきたいのか意志の確認作業を取りながら、中間管理機構を通し、土地の貸借を進めていきたいと考えている訳です。また、国としても強く押し進めようとしている事業です。

○2番 ある程度広大な土地は理解できるが、分散しているような小さな土地にも当てはまるのですか。基盤整備された土地もそうですか。

○担当職員 今後はその予定です。そして基盤整備されている土地は尚更、補助事業でしていますので、その土地が荒れたままでは問題となります。ですから地番ごとではなく、字単位で事業を進めていこうと考えています。法改正された今、地権者からの許可申請もずいぶん簡素化されました。これは公共事業を行う際も同じ方法が取られています。この制度の主旨は、地域の土地を地域ぐるみで

どう守っていくかという問いかけとも言えます。これであれば、1条申請にて各地権者へ申請書を送付し、必要事項にチェックしてもらい、今までなら実印が必要でしたが、2年前から認め印で押印可能となっています。ただ不正防止のため押した本人の身分証明書を添付してもらうようにします。

ただ個人間での土地の貸し借りでは様式など交わさずとも、そのまま使い続けていただいても結構だと思います。農地保全という解釈がお互いになされているのであれば、そのまま大丈夫です。

○議長 借り受けした土地の面積だけは役場で調べて把握していた方が良いのではないですか。

○推進員2 これは耕作放棄地をなくすためだけの事業ですか。

○担当者職員 そうですね、後々はそうなるかと思います。

○議長 国の方針は荒廃農地を中間管理機構へ託し、少しでも解消する事です。そして未登記の土地をなくす意味合いも大きいです。

○担当職員 国の目的は大規模農家の育成ですが、農業の盛んな南三島ならまだしも奄美大島本島に関してはこれにそぐいません。ただ言える事は農業用水も引き、イノ柵等も設置しながら基盤整備も済んだ土地の利活用を何もせず放置する事は問題です。必ずこの施策をやりなさいという事ではないですが各地域に合わせたやり方はあると思います。

○1番 九州の他県で農業県と呼ばれる所でさえ、耕作放棄地が多いと聞きます。土地も狭い、場所によっては環境も悪い宇検村でこの事業は上手く活用されるとお考えですか。

○担当職員 だからこそ国も少しずつ現状を把握し、それにより法改正され、許可申請自体簡素化されて来ているのです。もちろん宇検村も上手くいく所と駄目になるかもしれない土地も出てくるでしょう。全ての耕作放棄地が解消されるとは思いませんが、このまま全ての耕作放棄地を放ってしまうことは得策ではないのです。

○1 番 国ももう少し視察などした折に現地の状況を確認し、この土地では何を栽培した方が良いなど助言してくれても良いと思います。

県の職員にも視察に来ていただいて宇検村の実情を是非とも分かっていたきたいです。

○推進員1 議題に供されているこの文書について確認してもよろしいですか。これは宇検村の協議会から発送されたと聞きましたが、協議会の名称を教えてください。

○担当職員 宇検村担い手総合育成支援協議会です。

○推進員1 その協議会から〇〇公社へ同意の文書が届き、〇〇公社が村を通して農業委員会へ同意の許可の決議を求めている形ですよね。それがこの文書が届いた流れですよね。議事録に残すためにも事務局は届いた経緯をはっきりさせたほうが良いと思いますよ。

農業経営基盤強化に関しては日本が一番遅れています。TPPの問題もあり、これからの農業を諸外国に太刀打ち出来るよう作られたのがこの農地中間管理事業です。規模拡大を考えている農家や青年農業者などが利用しやすいよう、また使ってもらえるようにする事業なのです。農業委員会としてはそういった意欲ある農業者のためにも少しでも多くの農地を探し、農家への土地の貸借の斡旋も任務の一つになると思います。

今現在、山も林も農地という形で括られているので九州ほどの面積の耕作放棄地が存在していると言われてます。

国としては農地としてきちんと利用できる状態の土地を一刻も早く把握したいのです。事務局の作業は大変になると思いますが、その分我々農業委員会は手足となって働かなければならないと思います。

○1 番 国は奄美群島も含め、小さな所の事も考えているとは思えません。

○担当職員 国は全体を考えているので、こういった小さな所までは考え

てはないと思います。

○議 長 地籍調査が進めばより農地判断は簡単になるが、未登記の土地も多いため、難しいですね。

○推進員 1 農業委員会で毎年調査している利用状況調査でも農地判断は可能なので、その結果を法務局に提出すれば、その日で変更は可能です。

○担当職員 では申請用紙と議事録のための文書の鑑分を準備したいと思います。

○推進員 2 個人間で貸借している土地もきちんと把握して整理しておく必要ありますか。

○担当職員 その方が良いと思います。

○事務局 たとえ口頭でした個人間の賃貸借であっても利用権設定など紙ベースで残した方が後々良いと思います

○議 長 他にございませんか。では質疑無しと認めます。
本案について同意する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は同意する事に決定いたします。

・ 日程第 5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』

・宇検村での新タマネギの生産の可能性について

・タンカン栽培の新育成方法について

○議長

他にございませんか。 無いようですので本日の日程は全部、終了しました。

これをもって平成30年度第9回12月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 お疲れ様でした。